

議案第二百二十二号

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和四年十一月二十四日

提出者 港区長 武井雅昭

港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年港区条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百八十二・五」を「百分の百九十二・五」に改める。

第二条 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三月一日、」を削り、同条第二項中「、三月に支給する場合には百分の二十五、六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百九十二・五」を「百分の百九十五」に、「三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）」を「六月以内」に改め、同項の表を次のように改める。

在職期間

割合

六月	百分の百
三月以上六月未満	百分の六十
三月未満	百分の三十

付 則

（施行期日等）

1 この条例中第一条の規定及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定及び付則第三項の規定は令和五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、令和四年十二月一日から適用する。

（令和五年六月に支給する期末手当に関する経過措置）

3 令和五年六月に支給する期末手当に関する第二条の規定による改正後の港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第八条第二項の規定の適用については、同項中「六月以内」とあるのは「三月以内」と、同項の表中「六月」とあるのは「三月」と、「三月以上六月未満」とあるのは「一月十五日以上三月未満」と、「三月未満」とあるのは「一月十五日未満」とする。

（説明）

港区特別職報酬等審議会の答申を受け、区議会議員の期末手当の支給月数の改定等をするため、本案を提出いたします。